

ミュージアムパートナー制度要項

（目的）

福島県立博物館のビジョン「博物館は、文化の力でひとりひとりの豊かな生き方が育まれていく場となります」を実現するため、博物館が多様な団体・個人の主体的な活動の場となるとともに、博物館資源（収蔵資料、学芸員の専門知など）を活用して多様な団体・個人と協働する。もって、博物館利用者に資する。また、各団体・個人の交流を生むことで、文化継承に向けた情報交換、体制強化をはかる。

（ミュージアムパートナー制度）

福島県立博物館のビジョン・ミッションに共感・賛同し、福島県立博物館で（１）福島の歴史・文化・自然を伝える活動、（２）福島の歴史・文化・自然、博物館資源・地域資源をベースに、よりよい暮らし、未来をつくる活動、（３）博物館の各種事業を共に運営する活動に取り組みたい団体・個人を募集する。

登録団体・個人と福島県立博物館とで、それぞれの専門性を活かして双方が主体となり事業内容を組み立て、実施する。事業実施にあたっては、相互に広報協力を行い、運営を協働で行う。

（１）福島の歴史・文化・自然を伝える活動

例）季節の伝統行事、伝統芸能の公演、伝統芸能・文化の体験・実演、ものづくり体験、滞在制作、探求活動など

（２）福島の歴史・文化・自然、博物館資源・地域資源をベースに、よりよい暮らし、未来をつくる活動

例）こどもを対象としたワークショップ、読み聞かせ、回想法など多様な層を対象としたプログラム、多文化・多世代・多言語の交流会など

（３）博物館の各種事業を共に運営する活動

例）福島県立博物館のワークショップや各種イベントの運営への参画

※（１）（２）（３）複数にまたがる登録も可

（登録条件）

- ①福島県立博物館のビジョン・ミッションに共感・賛同して活動できる団体・個人であること。
- ②福島の歴史・文化・自然に関わる活動、博物館資源・地域資源をベースにした活動であること。（１）（２）
- ③非営利目的の実施内容であること。

- ④年度内に1回以上、目的に則った事業を実施(1)(2)、また事業運営に参加できること(3)。
- ⑤博物館の各種事業を共に運営する活動に参加する場合は、パソコンなどでEメールが送受信可能であること。
- ⑥未成年者の場合、保護者の承諾を得ること。

(活動条件)

- ①活動場所は福島県立博物館(雪国ものづくり広場「なんだべや」、雪国ものづくり食堂「つきない」、エントランスホール、講堂、前庭など)とし、必要に応じて福島県立博物館の既存の設備(机や椅子、モニターなど)を利用できる。
- ②パートナー制度による活動は無償とする。交通費・謝礼等の支給はない。事業実施にかかる経費(広報を除く)は登録団体・個人が負担する。ただし、イベントの内容によっては、参加者から実費相当※1の参加費を徴収することができる。
- ③広報が必要なものについては、福島県立博物館のホームページ、SNS、広報紙なじよな、チラシ等で事業の広報を行う。
- ④登録団体・個人は、希望に応じて公開練習をすることができる。
- ⑤開催日は開催前年度に福島県立博物館の他のイベントと調整し決定する。公開練習や探求活動に関しては、活動年度中に福島県立博物館の他のイベント等がなく職員が対応可能な日程から随時調整のうえ決定する。
- ⑥登録団体・個人の交流会を実施する。
- ⑦博物館の各種事業を共に運営する活動への登録団体・個人には、事業実施に先立ち説明会・講習を実施する。
- ⑧登録期間は4月1日から翌年度3月31日までとする。次年度以降については、前年度の7月～11月に意向確認を行い、登録団体・個人と福島県立博物館双方の合意のうえ、12月に登録更新を行う。

※1：実費相当とは材料費・資料代等の実費および送料、材料手配に係る経費、作品の管理、消耗品等の手数料を合わせたもの。

(登録、事業実施の流れ：(1)(2))

- ①相談・更新意向確認(7月～11月)
新規団体・個人に対する相談窓口を開設。登録団体・個人に対しては登録の継続の意向を確認する。更新しない団体・個人は登録を解除する。
- ②登録(12月)
応募条件、活動条件に合致することを合意のうえ、登録申込書の提出をもって登録。
- ③日程調整(12月～1月)
福島県立博物館の他のイベント等との日程調整を行い、開催日時を決定する。

※公開練習、探求活動はその限りではない。

④広報準備（上半期開催：1月～3月、下半期開催：7月～9月）

内容詳細を確定し、広報準備。

⑤広報（上半期開催：3月下旬～、下半期開催：9月～）

※登録団体・個人と福島県立博物館双方の広報媒体で広報を行うとともに、広報協力を行う。事前申し込みが必要なイベントに関しては、福島県立博物館が申込を受け付ける。

⑥事業実施：事業の運営には双方が協力してあたる。

⑦振り返り：事業実施後に登録団体・個人と福島県立博物館とで振り返りを行い、事業の成果や課題を検証し、改善点等について協議する。

（登録、事業参画の流れ：（3））

①相談（7月～11月）

相談窓口で福島県立博物館のどのような事業に参加したいかヒアリングを行う。

②登録（12月）

応募条件、活動条件に合致することを合意のうえ、登録申込書の提出をもって登録。

③調整（随時）

福島県立博物館事業一覧から参加したい事業を選んでもらい調整する。および希望と合致する事業を紹介する。

④説明会・講習会：事業実施にあたり、内容に応じて説明会や講習会を実施する。

⑤事業運営：事業運営に参加いただく。

⑥振り返り：事業実施後に登録団体・個人と福島県立博物館と関係者で振り返りを行い、事業の成果や課題を検証し、改善点等について協議する。

（問い合わせ・相談窓口）

福島県立博物館 連携協働班

〒965 - 0807 会津若松市城東町1 - 25

TEL 0242 - 28 - 6000

E-mail general-museum@fcs.ed.jp